

長崎市新市立病院自動販売機設置場所貸付プロポーザル
仕様書

1 概要

(1) 設置する自動販売機の種類

- ・食品自動販売機（パン、カップ麺等複数の食品が混在できるもの ※冷凍食品は不可）
- ・清涼飲料水自動販売機（缶、瓶等密封容器封入の飲料 ※紙コップ飲料及びアルコール飲料は不可）

※防振板を必ず敷設すること。

(2) 設置場所、台数および仕様

物件 番号		場所	台数	仕様	備考
1	A	地下1階 休憩室	3台	清涼飲料水2台、食品用1台	新規3台
	B	4階 職員ラウンジ	3台	清涼飲料水2台、食品用1台	新規3台
2	C	1階 放射線待合	1台	清涼飲料水	守衛室前自販機(現状)を2/28移動4/30まで設置
	D	2階 事務室前廊下	1台	清涼飲料水	外来通路自販機(現状)を2/28移動4/30まで設置
	E	3階 手術室前廊下	1台	清涼飲料水	現状自販機を4月30日まで設置
	F	3階 デイルーム	1台	清涼飲料水	新規1台
3	G	4階 デイルーム	1台	清涼飲料水	現状自販機を4月30日まで設置
	H	5階 デイルーム	2台	清涼飲料水	現状自販機を4月30日まで設置
	I	6階 デイルーム	2台	清涼飲料水	現状自販機を4月30日まで設置
4	J	7階 デイルーム	1台	清涼飲料水	現状自販機1台を4月30日まで設置
	K	7階 デイルーム	1台	清涼飲料水	新規1台
	L	8階 デイルーム	1台	清涼飲料水	現状自販機を4月30日まで設置
		合計	18台		

※参加申請者に対し申請時に図面または実地にて設置場所を職員より説明します。

(3) 利用対象者

病院利用者（患者および見舞客）、機構職員

2 使用許可期間

【A, B, F, K】

平成28年3月1日から平成33年3月31日まで

【C, D, E, G, H, I, J】

平成28年5月1日から平成33年3月31日まで

上記すべての自販機について期間満了後は、契約の更新および許可期間の延長は行わない。

3 使用料等

(1) 取扱手数料

取扱手数料は売上額に提案書記載の取扱手数料率を乗じた額（1円未満の端数があった場合はその端数を切り捨てるものとする。）

(2) 光熱水費

光熱水費は機構が負担する。

(3) 使用料等の納付

取扱手数料は、機構の発行する納入通知書により、その指定する期日までに納付しなければならない。

(4) 報告

事業者は、販売数量及び売上額を毎月取りまとめ、長崎市立病院機構経理課長に翌月の5日までに報告しなければならない。

使用条件

1 自動販売機設置日

自動販売機設置事業者（以下「事業者」という。）は使用許可期間開始日の前日までに自動販売機を設置すること。

2 病院内への出入

事業者は自動販売機への食品または清涼飲料水の補充、代金回収、使用済容器の回収および自動販売機の保全補修のため、院内へ出入することを承認する。ただし、院内へ立ち入る場合は事前に守衛室（病院1階）へ連絡し、その事業者であることが判別できるように名札、制服等を着用し、必ず業務用エレベーターを使用すること。

3 事業者は、自動販売機の維持保全を行い、次の各号の費用を負担すること。

(1) 自動販売機の設置及び撤去に要する一切の費用

(2) 付属品の取替え、補修、毀損箇所の修理等

(3) 食品および清涼飲料水の納入に伴う廃棄物および使用済容器の処分

(4) 自販機故障時の保証預かり金(1,000円)*

※預かり金については故障自販機の利用者へ機構が事業者に代わり返金するものがあり、故障連絡時に機構がその旨を事業者へ通知する。預かり金は年度毎に満額まで補充し、契約満了時に機構より事業者へ返金する。

4 自動販売機の管理等

事業者は、自動販売機を直接管理することとし、業務を第三者に委託してはならない。

5 苦情の処理

事業者は、設置した自動販売機の利用者等からの苦情については、事業者の責任において対応するものとする。

6 損害賠償

事業者は設置した自動販売機により、機構職員および第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかな場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

7 改善の要求

機構は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対してその改善を要求することができることとし、事業者は要求を受けたときは直ちに対処するものとする。

(1) 自動販売機の管理等が不相当であるとき

(2) 販売する食品および清涼飲料水の種類が不相当であるとき